

屋外に看板を表示する際のお願い（お店の経営者のみなさんへ）

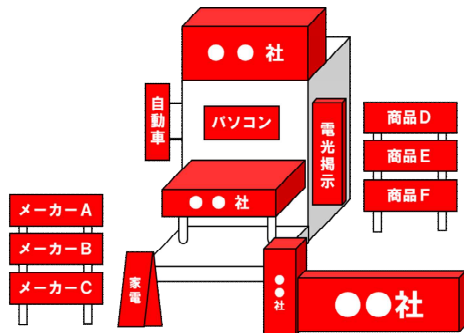
○看板の表示にはルールがあります

(1) 自分のお店や工場などに看板を付けるとき

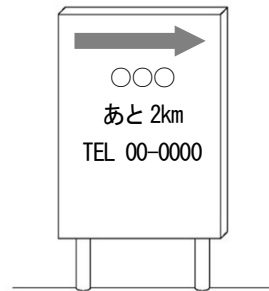
- ・許可地域では合計15㎡まで、禁止地域では合計10㎡まで表示することができます。
- ・許可地域で合計15㎡を超える場合は市の許可が必要です。

(2) お店の宣伝・お店への道案内をするための看板を道路沿いなどに建てる時

- ・市の許可が必要です。



(1) のイメージ（赤色部分の合計を計算します）



(2) のイメージ

※建てる場所・看板の種類によって大きさ・高さなどのルールがあるので事前に相談してください。

※許可を受けた後も3年ごとの更新が必要で、毎回許可標識（シール）を発行しています。

※更新の時期には案内を送付しています。許可を受けていない場合は速やかに申請してください。

○安全を確認しましょう

看板は雨や風、強い日差しにさらされ、落下や倒壊などの危険が高まっていることがあります。

定期的に点検を行い、安全管理に努めましょう。

【問合せ先】 都市計画課（太田市役所7階71番窓口） TEL 0276-47-1839